

博士論文部会規程

平成27年7月24日 制定

平成29年1月30日 改定

平成29年7月14日 改定

(総則)

第1条 学会賞候補者選考委員会規程第6条に定める博士論文部会は、本規程により運用する。

(任務)

第2条 博士論文部会は、博士論文賞選考内規に基づいて博士論文賞の受賞候補者案を作成し、学会賞候補者選考委員会に報告する。

(構成)

第3条 博士論文部会は、学界側副会長が部会長を務め、部会長が指名する4、5名の委員で構成する。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

(実施)

第5条 本規程は、平成29年1月30日から実施する。